

構造方法等の認定に係る「あらかじめの検討」について

構造安全性検証（建築基準法第20条）、耐火性能検証（建築基準法施行令第108条の3）及び避難安全検証（建築基準法施行令第129条の2、第129条の2の2）に関する建築基準法第68条の26の規定に基づく構造方法等の認定及び性能評価（以下「性能評価等」という。）にあっては、当初の性能評価等の申請に係る図書及び書類において、建築物の計画上建築主等の意向により発生が見込まれる変更事項への対応方法があらかじめ検討されている場合にあっては、あらかじめの検討内容も含めて性能評価等を受けることが可能です。

あらかじめの検討によって幅のある認定を取得している場合、認定の中で規定されている範囲内における変更に限っては、新たな認定を取得することなく、計画を変更することが可能となります。

例えば、以下の事項についてあらかじめの検討内容も含めた性能評価等を行うことが考えられますが、具体的な事例については事前に当協会にご相談ください。

なお、あらかじめの検討を当協会に申請する場合、従来よりも審査期間が長くなることも予想されますので、時間的な余裕をもって相談・申請を行ってください。

【あらかじめの検討事項例】

○ 杭の位置に関する検討

杭の施工誤差をあらかじめ見込み、想定する芯ずれ幅に応じた基礎ばりの断面仕様変更を可能とする。

○ 免震材料に関する検討

類似仕様の免震材料の製造メーカーを複数社見込み、各仕様に応じたあらかじめの検討を行い、製造メーカーの変更を可能とする。

○ 鉄筋の継手工法に関する検討

鉄筋の機械式継手工法の工法名を特定せずに、性能のみを明示して申請することであらかじめ示した性能の範囲内における工法の変更を可能とする。

○ はり貫通孔の位置に関する検討

はり貫通孔の位置変更を見込んで、最も危険度の高い条件におけるあらかじめの検討を行い、当該条件より安全側である位置変更を可能とする。

○ 屋上階の塔屋、設備機器等の位置に関する検討

屋上階に設置する塔屋、設備機器等の位置変更を見込んで、最も危険度の高い条件におけるあらかじめの検討を行い、当該条件より安全側である位置変更を可能とする。

○ 間仕切壁の位置に関する検討

間仕切壁の位置変更を見込んで、最も危険度の高い条件におけるあらかじめの検討を行い、当該条件より安全側である位置変更を可能とする。

本事項の詳細な検討の方針は別紙を参照ください。